

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「“理想のカたち”をサービスに」という不変の企業理念の下、いつの時代も変化する時代とともに高度化・多様化するお客様のニーズに応え、迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図り、全てのステークスホルダーから信頼される魅力ある企業の実現を目指しております。また、コーポレートガバナンス体制の改善・強化は信頼される魅力ある企業グループを実現するための最重要課題であると認識しております。

当社はこの認識に基づき、社外取締役・社外監査役を設置し経営監督機能を強化することにより経営の透明性・健全性を維持するとともに、意思決定の迅速化・効率性を向上させることに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用（原則4－7 原則4－9）】

当社は、経営に対する監視機能を高めるために社外監査役から1名を届出しております。独立社外監査役は1名ではありますが、客観的な立場から、忌憚のない意見交換を適宜行っており責務を十分に果たしております。今後の状況によって、独立社外取締役を増員する必要がある場合には、候補者の選定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】政策保有株式

1. 政策保有株式保有に関する方針

(1) 政策保有については、事業経営戦略上の合理性および経済合理性等を総合的に勘案して保有し、これらの合理性のないものは縮減しております。

(2) 個別の政策保有株式について保有目的、リスク・リターン、資本コスト等を考慮し、必要に応じて取締役会にて政策保有株式の保有状況および保有方針を確認いたします。

2. 議決権行使の考え方

政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうかの観点から、当該企業のコーポレートガバナンス体制および提案内容を評価し、総合的に賛否を判断し、議決権を行使しております。

【原則1－7】関連当事者間の取引

1. 当社と取締役との間の競業取引や利益相反取引については、会社法および当社「取締役会規程」に基づき、取締役会の事前承認を取得し、その取引後に当該取引に関する重要な事実を取締役に報告しております。

2. 関連当事者間の取引は関連法令に基づき有価証券報告書の連結財務諸表注記および株主総会の計算書類個別注記表に、その概要を開示しております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ

経営理念、ビジョンについては当社ホームページ上に開示しています。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は当社ホームページ上に開示しています。

(iii) 取締役会が経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の月額報酬は、世間水準および会社業績や、従業員給与とのバランスを考慮して、次の方法により決定しています。

1. 取締役の報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定します。

なお、経営陣幹部とは取締役のことを指しています。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

<取締役の選任の方針>

取締役候補者の指名に関する方針として、以下の要件を満たす者とします。

- 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
- 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力があり、積極的に自らの意見を申し述べるができること
- 時代の動向、経営環境、市場の変化を的確に把握できること

4. 取締役としての責務・役割を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること
5. 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

<社外取締役に求める選定基準>

1. 会社経営、法曹、行政、会計、教育等の分野で指導的役割を果たし、高い知見を有していること
2. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断、及び会社の持続的な成長に対する助言や支援ができること
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

<監査役選任の方針>

1. 豊富な経験を踏まえ、全社的な見地で、中立的・客観的な視点から監査をすることができること
2. 業務執行者からの独立性が確保され、公正不偏の態度を保持できること
3. 在任期間において、役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できること
4. 会社法第335条第1項に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

<社外監査役に求める選定基準>

1. 当社の事業に関する深い関心を持ち、中立的・客観的な視点から監査をすることができること
2. 会社経営、法曹、行政、会計、教育等の分野で指導的役割を果たし、高い知見を有していること
3. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

<解任参考基準>

1. 各選定基準の条件のうちいずれかを満たさなくなった場合
2. 不正の行為または法令もしくは定款などの社内規程に違反する重大な事実が生じた場合

<役員の選任の手続き>

役員の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に付議する役員候補者は取締役会において決議をしています。ただし、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出する場合には、監査役会の同意を得なければなりません。役員候補者は、取締役会において審議し、役員候補者を決議します。また、役員候補者の選定審議の過程において、当社と利害関係のない弁護士等による審査の実施を取締役会において決定した場合、取締役会は弁護士等による、役員候補者の審査結果を踏まえ、選定審議を行い、役員候補者を決議します。なお、経営陣幹部とは取締役のことを指しています。

(v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の指名理由を株主総会招集通知で開示しています。

[補足原則4-11-1 取締役会全体としての能力、多様性の考え方]

取締役の員数は、定款により10名以内と定められているところ事業規模等を勘案しながら、現在3名で構成しています。監査役の員数は、定款により5名以内と定められているところ3名で構成しています。社外取締役に、会社経営、法曹、行政、会計、教育等の分野で指導的役割を果たし、高い知見を有する方を選任しています。社外監査役に、当社の事業に関する深い関心を持ち、中立的・客観的な視点から監査をすることができること及び、会社経営、法曹、行政、会計、教育等の分野で指導的役割を果たし、高い知見を有する方を選任しています。

[補充原則4 -11- 2] 取締役・監査役の兼任状況

当社の取締役・監査役就任にあたり取締役会や監査役会の会議日程を事前に了解していること、また就任後も当社から事前に会議日程等の通知を受けていることもあり、社外取締役・社外監査役ともに、取締役会および監査役会への出席率はほぼ 全回に出席し、役割・責務を果たすために十分な時間を割いております。

[原則4－13. 情報入手と支援体制]

取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、管理部が取締役会事務局として、取締役・監査役の情報入手などの支援を行うこととしています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、以下の基本方針に基づいてIR (株主・投資家広報) 活動を実践し、株主・投資家の皆様の信頼と共感を得られる企業を目指します。

開示情報

証券取引法等の関連法令や上場取引所規則に則った情報開示を適時・適切に実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全ての市場参加者が平等に入手できるよう努めます。

※業績予想などの将来の予測につきましては、為替及び株式市場の影響を大きく受けるため予測が困難であり、現時点では公表しておりません。今後は業績予想および将来の予測についての公表ができるよう検討をしていきます。

開示手段

開示する情報は速やかに関係機関に提供するとともに、本サイト上にも掲載します。

コミュニケーションの充実

日々のお問い合わせに対する回答を通じ、株主・投資家の皆様との直接的なコミュニケーションを、積極的に充実させて参ります。また、株主・投資家の皆様より頂いた要望・評価については、経営幹部による会社経営の参考とすることはもとより、サービス・業績の向上にも役立てて参ります。

IR活動自粛期間の設定

決算情報の漏洩防止のため、また公平性を確保するため、決算発表前の約3週間をIR活動沈黙期間 (Quiet Period) とし、この期間については決算に関するコメントに対する回答を控えさせていただくほか、個別ミーティング等の開催を控えさせていただきますのでご了承ください。

※ただし、自粛期間中に発生した事象が適時開示に該当する場合には、適時開示規則に従い適宜公表いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
山下 宗吾	266,008	66.17
NFS株式会社	108,646	27.06
山田 善彦	7,000	1.71
日本フォームサービス株式会社	3,804	0.94
GARUDA FUND	1,200	0.29
マネックス証券株式会社	1,101	0.27
大海原 秀人	1,000	0.24
瀬山 剛	500	0.12
名井 稔	400	0.09
杉本 貴美枝	400	0.09

支配株主（親会社を除く）の有無	山下宗吾、NFS株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

2021年2月15日現在となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引等を行う際の少数株主の保護の方策に関する指針については、一般との取引条件と同様の適切な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性については取締役会において慎重に審議のうえ決定し、少数株主の利害を害することの無いよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高野 茂	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野 茂		----	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言していただくことで、コーポレートガバナンスの強化を図るため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 監査役と会計監査人の連携状況
当社監査役と会計監査人は決算期並びに必要な都度ミーティングを行い、現状の監査状況及び業務執行に対して意見交換を行っております。
- 監査役と内部監査部門の連携状況
当社の監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務並びに財産の状況を調査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀬山 剛	公認会計士													
井上 明子	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬山 剛	○	当社独立役員	税理士として、企業会計・税務に精通しており、会社経営に関し十分な見識を有しており、一般株主と利益相反を生ずることがない立場を保持し業務遂行をしているため、独立役員として指定しております。
井上 明子		---	弁護士として、会社法務及びコンプライアンスに関する専門的な知見ならびに経営に関する高い見識を有しているため。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、役員報酬枠の範囲内において、業績・成果に応じて一定の算定基準に基づいて支給されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬につきましては、有価証券報告書等でその総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬限度額を株主総会決議において年額を決議しております。

取締役分 年額 120,000千円 (平成8年12月10日)

監査役分 年額 20,000千円 (平成15年12月18日)

【社外取締役(社外監査役) のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達体制として内部監査室がサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(ガバナンス体制の概要と採用理由)

当社の取締役会は迅速に経営判断できるよう少人数で運営しております。毎月1回、重要事項はすべて付議され、業績の進捗についても議論し、対策を検討しております。部門長会議は、各部門の予算進捗報告や活動状況等の報告を行い、経営会議が取締役会への議案申請会議という位置づけとしております。職務権限表を整備し、役職はもとより、経営会議の場において決議されるものについては合議性のもと決定するものとなっております。これにより、経営会議においては、議案の審議や意見交換を積極的に行われ、その結果、会社としてもより正確な意思決定を行える体制を構築しております。また、取締役会が決議した経営方針及び業務上の重要事項等は、部門長会議にて社内全体の意思統一を図っております。

当社は、取締役会を業務執行における最高決定機関として位置づけており、経営の監視機能として十分有効であると判断していることから、現状の体制を採用しております。

(会計監査の状況)

会社法及び金融商品取引法に基づく監査について、史彩監査法人に委嘱しております。適法な会計処理、投資家への適正な情報開示及び継続性の確保の観点から同法人に委嘱しております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりであります。

なお、史彩監査法人、業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者等と当社との間に特別な利害関係はありません。

監査を執行した公認会計士の氏名 指定社員、業務執行社員 伊藤 肇、泉 多枝子

監査業務に係る補助者 公認会計士2名

(指名、報酬決定等)

役員候補者の指名は取締役会にて決議されたのち、株主総会の決議に基づいて決定されております。

役員の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲で、取締役会および監査役で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は資本金5億円以下および負債総額200万円以下の中会社であり、大会社に該当していませんが、代表取締役を除き、取締役を2名(常勤1名・社外1名)選任しており、取締役会に出席し、常勤取締役1名は部門長会議等の会社の重要な会議に出席しております。監査役についても3名(常勤1名・社外2名(内1名 独立役員))選任しており、監査役2名は取締役会に出席し、さらに、常勤監査役1名は部門長会議等の会社の重要な会議に出席しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月決算のため株主総会は毎年12月に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信・決算説明資料等、重要な開示事項については、当社ホームページに全て掲載し、最新の会社情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、平成11年12月にISO14001を取得（千葉工場）し、現在も継続的な活動を展開中であります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○基本的な考え方

当社は、コンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目指しております。また、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として内部統制システムを構築し牽制組織の整備を図っております。

○整備状況

内部統制システムに関する整備状況は下記のとおりです。

一. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。任命された取締役は、文書管理規程を定め、これにより次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）に関連資料とともに保存する。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 経営会議議事録
- (4) 代表取締役を最終決裁権者とする稟議書
- (5) 代表取締役を最終決裁権者とする契約書
- (6) 会計帳簿・決算書類・入出金伝票
- (7) 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
- (8) その他文書管理規程に定める文書

2. 前項各号に定める文書の保管期間は、永久とする。保管場所は文書管理規程に定めるところによるが、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役、社員が共有する全社的な目的を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- (2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期事業部ごとの業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として中期経営計画の目標達成への貢献を基準にその優先順位を決定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- (3) 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (4) 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役及び取締役会に報告する。
また、経営会議においてもこれを活用する。
- (5) 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (6) (5)の議論を踏まえ、取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

三. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。
2. 組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応はリスク・コンプライアンス委員会が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかにリスク・コンプライアンス委員長へ報告を行う

四. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制/取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、役職員が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員長が、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に役職員教育を行う。内部監査室は、各部門におけるリスクの識別、評価及びコントロールの状況、リスク・コンプライアンス委員会が立案した個別のリスクマネジメント上の課題への対策ならびにコンプライアンス推進体制が適切に構築・維持されているかどうかについてその実施状況及び実効性等を監査し、社長へ報告する。

五. 監査役がその補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制

1. 監査役の職務を補助する組織を内部監査室とする。監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

六. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役は補助人の人事異動について事前に取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を取締役に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査役と協議するものとする。

七. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制/その他監査役への報告に関する体制

1. 取締役又は使用人は監査役に対して法定の事項に加え、全社的（当社及び当社グループ）に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者・報告受領者・報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

八. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長と監査役との間で定期的な会合を持ち、会社の業績並びに課題・問題点などについて意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。
- (2) 監査役が必要と認めた場合、当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人は、監査役によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保する。
- (3) 監査役は内部監査室、会計監査人と連携することにより、監査の網羅性を確認するほか、必要な場合は、独自に外部専門家（弁護士、公認会計士等）に対し、その意見を求めることができる。

九. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社の内部統制を担当する部署を内部監査室とし、他の事業部と連携し子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導・支援を実施する。また、当社の常勤監査役は、子会社の重要な事項に関する報告を受けるとともに子会社の取締役及び使用人は、当社（グループ）に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。

(2) 内部監査室は他の事業部と連携して、子会社における次の各号の内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善を指導する。

- ① リスクの評価と分析
- ② 監視体制を含む体制の整備
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理
- ④ 役職員のコンプライアンス体制
- ⑤ 取締役の職務執行の効率性の確保
- ⑥ 財務報告の信頼性の確保
- ⑦ 情報伝達の実効性

(3) 内部監査室は子会社の内部統制の状況について、年2回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。

十. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

○反社会的勢力に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは関係を持たず、毅然とした態度で不当・不法な要求には一切応じないことを基本方針としております。

○反社会的勢力に向けた整備状況

上記の基本方針を「企業行動規範」にて明文化し、全役職員に周知徹底しております。
管理部を対応部署とし、必要に応じて弁護士や所轄警察等外部機関と連携し、対処しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る基本姿勢

当社は、適時開示情報における基本姿勢として、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築を最重要事項として認識し、重要な会社情報については適切に管理し、会社法、金融商品取引法その他関連諸法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、適時・適正な情報開示を行います。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実及び発生事実の情報開示

決定事実及び発生事実の情報開示に係る重要な事項が発生した場合、各部署及び子会社からの情報を、情報管理・IRを職務分掌としている管理部に集約する体制をとっております。管理部で集約した情報を取締役へ報告し、取締役社長と内容協議の上、月1回開催の定時取締役会または臨時取締役会を開催し、迅速な決定を行っております。また、事実内容について会計監査人及び弁護士等の助言を受け、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

(2) 決算に関する情報開示

決算情報の開示について、管理部経理責任者が決算・財務情報等を収集し、財務諸表等の作成を行っております。また、決算情報について

は会計監査人に監査を受け、決算における取締役会の承認を得た後、TDNetにて当日速やかに情報を開示しております。

会計監査人による監査により適切な処理を行い、正確かつ迅速な開示に努めております。

なお、適時開示した情報は、ステークホルダーがリアルタイムに当社の会社情報を把握するために、TDNetにおいて情報公開された時点で、遅滞なく当社ホームページにて情報を掲載しております。

株 主 総 会

